

(整理番号 0416)

令和3年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和4年10月5日(水) 9時30分～11時50分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長太田委員、部会長代理荻原委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 特定最低賃金は労使のイニシアティブにより決定されるべきものであるということ踏まえ、全会一致を目指したい。その上で、①(一社)日本塗料工業会が出している「2021年度 需要実績見込み」「2022年度 需要予測」「2022年8月 業況観測アンケート調査結果」が前年比プラスとなっていること②塗料製造業は、従来から3K(きつい・きたない・きけん)として知られる職場であり、このような職場環境に見合った人材投資(賃金引上げ)を行わなければ、他業種への人材流出の懸念があると主張。</p> <p>イ 改正決定申出の際の労働協約・協定の最低額が1,040円であり、現行の992円との差額である48円の引上げを提示した。</p> <p>ウ 40円の引上げを提示した。</p> <p>根拠としては、試算表によると、40円引き上げても影響率は2.44%であり、人数にすると約6人である。40円の引上げが業績に与える影響はほぼ皆無であると</p>						

考える。また、使用者にとって40円の引上げはコストとみるべきでなく将来的な投資と考えるべきであると主張。

エ 試算表によると、35円引き上げても40円引上げ時と変わらず影響率は2.44%であり、適用される人数の増減はないことから35円を提示した。

オ 本日は35円から歩み寄れないとし、次回審議となった。

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

ア ①県内企業の状況は、コロナによる規制は緩和しているものの、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行など先行きへの不安・懸念は高まり、予断を許さない状況にあり、多くの中小零細企業ではコロナ禍前の状態に戻っていない。また、県内法人企業予測調査によると、7～9月の企業の景況感を示すBSIは全産業が3期連続のマイナスとなり、製造業も2期連続のマイナスである。

②塗料業界の状況について、日本は、塗料・塗料卸売業界の総販売数が1990年代後半から減少傾向にあり、原材料費の高騰に加え、米国や中国住宅需要の減退や半導体不足による自動車販売台数の減少等により中小零細企業にとってはかなり厳しい状況である。

③特定最低賃金を決めるにあたって最優先されるべきは、「事業の継続」と「雇用の維持」である。

以上を踏まえて審議に臨むべきであると主張した。

イ 令和4年度賃金改定状況調査結果第4表①の男性Bランクの産業計の賃金上昇率0.6%を現行992円に乗じて5.952になることから、四捨五入し6円の引上げを提示した。

ウ 第4表②の一般・パート計のBランク産業計の賃金上昇率が1.3%を現行992円に乗じて12.896円になることから、四捨五入し13円の引上げを提示した。

エ 経団連春闘妥結額・中小規模100人未満の賃上げ加重1.8%を現行992円に乗じて17.856円になることから、四捨五入し18円の引上げを提示した。

オ 本日は18円が限度として、次回審議となった。

3 その他
特になし